

情 報

| | |
|-------------------------------------|-------|
| 一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について | ・・・ 2 |
| 貨物自動車運送事業者行政処分等状況 | ・・・ 9 |

令和8年2月17日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

| | |
|----------------------------|--|
| (1) 行政処分等の年月日 | 令和8年2月17日 |
| (2) 事業者の氏名又は名称 | 株式会社博禹観光（法人番号：9030001109589） 代表者 王 偉 |
| (3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地 | （事業者） 東京都葛飾区西水元3-3-19 （本社営業所） 東京都葛飾区西水元3-3-19 |
| (4) 行政処分等の内容 | 輸送施設の使用停止 60日車 |
| (5) 主な違反の条項 | 旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項 |
| (6) 違反行為の概要 | 令和7年4月7日及び令和7年6月18日、重大事故を引き起こしたことを端緒に監査を実施。4件の違反が認められた。(1)勤務時間等基準告示の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第1項)、(2)点呼の記録義務違反(運輸規則第24条第5項)、(3)業務の記録の記録事項の不備(運輸規則第25条第2項)、(4)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項) |
| (7) 違反点数付与状況 | 当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 6点 当該事業者の累積点数 6点 |

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2。(4)但し書き参照)

令和8年2月17日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

| | |
|----------------------------|--|
| (1) 行政処分等の年月日 | 令和8年2月17日 |
| (2) 事業者の氏名又は名称 | 株式会社オフィス・サン (法人番号：7010901016855) 代表者 中島 政嗣 |
| (3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地 | (事業者) 東京都世田谷区下馬1-39-8 (本社営業所) 東京都世田谷区下馬1-39-8-201 |
| (4) 行政処分等の内容 | 輸送施設の使用停止 80日車 |
| (5) 主な違反の条項 | 旅客自動車運送事業運輸規則第24条 |
| (6) 違反行為の概要 | 令和7年8月15日、定期的な監査を実施。5件の違反が認められた。(1) 事業計画の変更認可違反(道路運送法(以下「運送法」)第15条第1項)、(2) 勤務時間等基準告示の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第1項)、(3) 点呼の実施等義務違反(運輸規則第24条)、(4) 運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)、(5) 報告義務違反(運送法第94条第1項) |
| (7) 違反点数付与状況 | 当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 8点 当該事業者の累積点数 8点 |

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2。(4)但し書き参照)

令和8年2月17日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

| | |
|----------------------------|--|
| (1) 行政処分等の年月日 | 令和8年2月17日 |
| (2) 事業者の氏名又は名称 | 有限会社中島梱包運輸 (法人番号: 2050002012771) 代表者 中島 勉 |
| (3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地 | (事業者) 茨城県稲敷郡阿見町上長274-5 (茨城営業所) 茨城県稲敷郡阿見町上長166-22 |
| (4) 行政処分等の内容 | 輸送施設の使用停止 90日車 |
| (5) 主な違反の条項 | 道路運送法第9条の2第1項 |
| (6) 違反行為の概要 | 令和7年7月17日、令和7年7月28日及び令和7年8月14日、定期的な監査を実施。4件の違反が認められた。 (1) 運賃料金変更事前届出違反(道路運送法(以下「運送法」)第9条の2第1項)、(2) 事業計画の変更認可違反(運送法第15条第1項)、(3) 事業計画の事前変更届出違反(運送法第15条第3項)、(4) 運送引受書の記載事項の不備(旅客自動車運送事業運輸規則第7条の2第1項) |
| (7) 違反点数付与状況 | 当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 9点 当該事業者の累積点数 9点 |

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和8年2月17日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

東京運輸支局
自動車運送事業監査室

| | |
|----------------------------|---|
| (1) 行政処分等の年月日 | 令和8年2月17日 |
| (2) 事業者の氏名又は名称 | 株式会社5-CREWS (法人番号: 6011601012476) 代表者 島津 英雄 |
| (3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地 | (事業者) 東京都練馬区関町南4-26-8-107 (練馬営業所) 東京都練馬区関町南4-26-8-107 |
| (4) 行政処分等の内容 | 文 書 警 告 |
| (5) 主な違反の条項 | 旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項 |
| (6) 違反行為の概要 | 令和7年10月27日、定期的な監査を実施。1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項) |
| (7) 違反点数付与状況 | 当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点 当該事業者の累積点数 0点 |

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和8年2月17日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

東京運輸支局
自動車運送事業監査室

| | |
|----------------------------|---|
| (1) 行政処分等の年月日 | 令和8年2月17日 |
| (2) 事業者の氏名又は名称 | 有限会社パグナス (法人番号: 8010902024253) 代表者 横田 仁 |
| (3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地 | (事業者) 東京都世田谷区宮坂3-12-1オーパスⅡビル2F (本店営業所) 東京都世田谷区宮坂3-12-1オーパスⅡビル2F |
| (4) 行政処分等の内容 | 処分日車数20日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3.(6)により文書警告 |
| (5) 主な違反の条項 | 旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項 |
| (6) 違反行為の概要 | 令和7年11月17日及び令和7年11月28日、定期的な監査を実施。2件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督等義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第38条第1項)、(2)定期点検整備等の未実施(運輸規則第45条) |
| (7) 違反点数付与状況 | 当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 2点 当該事業者の累積点数 2点 |

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和8年2月17日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

神奈川運輸支局
自動車運送事業監査室

| | |
|----------------------------|--|
| (1) 行政処分等の年月日 | 令和8年2月17日 |
| (2) 事業者の氏名又は名称 | 有限会社ドリーム観光バス (法人番号: 8080102012481) 代表者 高遠 昇 |
| (3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地 | (事業者) 静岡県駿東郡清水町長沢78-1 (神奈川営業所) 神奈川県足柄上郡山北町山北根下河原455-1 |
| (4) 行政処分等の内容 | 文 書 警 告 |
| (5) 主な違反の条項 | 旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項 |
| (6) 違反行為の概要 | 令和7年10月30日及び令和7年11月19日、定期的な監査を実施。1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督等義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項) |
| (7) 違反点数付与状況 | 当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点 当該事業者の累積点数 0点 |

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和8年2月17日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

山梨運輸支局
自動車運送事業監査室

| | |
|----------------------------|---|
| (1) 行政処分等の年月日 | 令和8年2月17日 |
| (2) 事業者の氏名又は名称 | 株式会社忍野タクシー（法人番号：5090001009614） 代表者 渡邊 大作 |
| (3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地 | (事業者) 山梨県南都留郡忍野村忍草378 (観光部営業所) 山梨県南都留郡忍野村忍草381-1 |
| (4) 行政処分等の内容 | 処分日車数40日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3.(6)により文書警告 |
| (5) 主な違反の条項 | 旅客自動車運送事業運輸規則第24条 |
| (6) 違反行為の概要 | 令和7年11月28日及び令和7年12月19日、定期的な監査を実施。4件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第24条)、(2)点呼状況の録音及び録画記録義務違反(運輸規則第24条第6項)、(3)アルコール検査状況の写真記録義務違反(運輸規則第24条第7項)、(4)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項) |
| (7) 違反点数付与状況 | 当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 4点 当該事業者の累積点数 4点 |

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

貨物自動車運送事業者行政処分等状況(令和8年1月分)

| 行政処分等の年月日 | 事業者の氏名又は名称 | 主たる事務所の所在地 | 営業所の名称 | 営業所の所在地 | 行政処分等の内容 | 主な違反の条項 | 違反行為の概要 | 事業者点数 | 左記の行政処分の点数 |
|-----------|---|------------------------|--------|-------------------------|----------------------|-------------------------------|--|-------|------------|
| 20260114 | 有限会社 近藤運輸機工 (法人番号 2040002022078)代表者: 近藤 勇治 | 千葉県船橋市滝台2- 6-13 | 本社 | 千葉県船橋市滝台2-6 -13 | 輸送施設の使用停止 (120日車) | 貨物自動車運送事業 輸送安全規則第7条 | 法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和6年7月30日、同年8月22日及び同年9月9日、監査を実施。本社営業所について13件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)疾病のおそれのある業務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(4)業務記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(5)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(6)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(7)初任運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(8)点検整備記録簿の保存義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第49条)、(9)運行管理者に対する指導及び監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第22条)、(10)運行管理補助者の要件違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第18条第3項)、(11)運行管理者の選任届出違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第19条)、(12)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項)、(13)事業の適確な遂行に係る遵守事項のうち損害賠償の支払い能力確保義務違反(貨物自動車運送事業法第24条の4、貨物自動車運送事業法施行規則第14条第3号) 法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和6年7月30日、同年8月22日及び同年9月9日、監査を実施。旧印西営業所について4件の違反が認められた。(1)整備管理者の変更届出違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第52条)、(2)運行管理者の解任届出違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第19条)、(3)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項)、(4)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項) | 12 | 12 |
| 20260114 | 株式会社 ジャパンユニ ティロジスティックス(法 人番号2011301017589)代 表者:山崎 修士 | 東京都杉並区久我山1 -7-41-8号 | 本社 | 東京都杉並区久我山1 -7-41-8号館 | 輸送施設の使用停止 (120日車) | 貨物自動車運送事業 輸送安全規則第3条第 6項 | 法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和6年11月14日及び同年12月18日、監査を実施。7件の違反が認められた。(1)疾病のおそれのある業務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(2)点呼記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(3)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(4)初任運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(5)初任運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(6)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第48条)、(7)事業の適確な遂行に係る遵守事項のうち社会保険等未加入(貨物自動車運送事業法第24条の4、貨物自動車運送事業法施行規則第14条第2号) | 12 | 12 |
| 20260114 | 協和企業 株式会社(法人 番号9010701002657)代表 者:安藤 昌彦 | 東京都品川区南大井6 -2-7 | 成田 | 千葉県成田市多良貝24 5-102 | 輸送施設の使用停止 (100日車) | 貨物自動車運送事業 輸送安全規則第3条第 6項 | 法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和6年10月22日、同年11月15日及び同年11月27日、監査を実施。6件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)疾病のおそれのある業務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3)点呼記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(4)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(5)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第48条)、(6)事業計画事前届出違反(貨物自動車運送事業法第9条第3項) | 10 | 10 |

貨物自動車運送事業者行政処分等状況(令和8年1月分)

| 行政処分等の年月日 | 事業者の氏名又は名称 | 主たる事務所の所在地 | 営業所の名称 | 営業所の所在地 | 行政処分等の内容 | 主な違反の条項 | 違反行為の概要 | 事業者点数 | 左記の行政処分の点数 |
|-----------|---|------------------------|--------|------------------------|-----------------|-----------------------|---|-------|------------|
| 20260114 | 株式会社 田仲商店(法人番号4011801015801)代表者:田仲 貞一郎 | 東京都足立区梅田4-2-3 | 本社 | 東京都足立区梅田4-2-3 | 輸送施設の使用停止(80日車) | 貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3 | 法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和6年9月25日及び同年10月22日、監査を実施。6件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(2)初任運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(3)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第48条)、(4)整備管理者の研修受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の5)、(5)運行管理者の解任届出違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第19条)、(6)報告義務違反(貨物自動車運送事業法第60条第1項) | 8 | 8 |
| 20260114 | 有限会社 エヌ・ケイ・エス(法人番号8030002071624)代表者:小林 裕司 | 埼玉県春日部市緑町1-2097-16 | 本社 | 埼玉県春日部市赤沼301-1 | 輸送施設の使用停止(76日車) | 貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項 | 死亡事故があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和7年1月16日及び同年2月6日、監査を実施。11件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)疾病のおそれのある業務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(4)業務記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(5)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(6)運行指示書の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3)、(7)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(8)初任運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(9)整備管理者の変更届出違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第52条)、(10)運行管理者の解任届出違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第19条)、(11)報告義務違反(貨物自動車運送事業法第60条第1項) | 8 | 8 |
| 20260114 | 立山商事 株式会社(法人番号8020001041876)代表者:近藤 圭祐 | 神奈川県横浜市中区本牧ふ頭1-10-302号 | 本社 | 神奈川県横浜市中区本牧ふ頭1-10-302号 | 輸送施設の使用停止(70日車) | 貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項 | 労働局からの通報を端緒として、令和6年9月26日、監査を実施。9件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(3)業務記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(4)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(5)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(6)高齢運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(7)高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(8)整備管理者の変更届出違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第52条)、(9)整備管理者の研修受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の5) | 7 | 7 |
| 20260114 | 株式会社 京葉グループ(法人番号4011701009754)代表者:倉繁 定義 | 東京都江戸川区南小岩1-6-7 | 京葉 | 千葉県船橋市浜町1-5-3-116 | 輸送施設の使用停止(45日車) | 貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条 | 法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和6年12月6日及び同年12月20日、監査を実施。7件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(3)業務記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(4)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(5)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(6)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項)、(7)報告義務違反(貨物自動車運送事業法第60条第1項) | 5 | 5 |

貨物自動車運送事業者行政処分等状況(令和8年1月分)

| 行政処分等の年月日 | 事業者の氏名又は名称 | 主たる事務所の所在地 | 営業所の名称 | 営業所の所在地 | 行政処分等の内容 | 主な違反の条項 | 違反行為の概要 | 事業者点数 | 左記の行政処分の点数 |
|-----------|---|---------------------|--------|-------------------|-----------------|-----------------------|---|-------|------------|
| 20260114 | 株式会社 伸光堂物流(法人番号8011401002907)代表者:中村 剛 | 茨城県笠間市安居3145-5 | 戸田 | 埼玉県戸田市笹目8-7-6 | 輸送施設の使用停止(42日車) | 貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項 | 救護措置義務違反があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和7年1月21日、監査を実施。7件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)疾病のおそれのある業務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3)点呼記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(4)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(5)高齢運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(6)高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(7)運行管理者の講習受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第23条第1項) | 5 | 5 |
| 20260114 | 株式会社 石川商事(法人番号3021002000470)代表者:石川 栄一 | 神奈川県藤沢市遠藤2010-2 | 本社 | 神奈川県藤沢市遠藤2010-2 | 輸送施設の使用停止(30日車) | 貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項 | 法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和6年11月28日、監査を実施。2件の違反が認められた。(1)疾病のおそれのある業務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(2)運行管理者の講習受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第23条第1項) | 3 | 3 |
| 20260114 | 早川海陸輸送 株式会社(法人番号3020001028374)代表者:高橋 義幸 | 神奈川県横浜市中区かもめ町23-1 | 横浜 | 神奈川県横浜市中区かもめ町23-1 | 輸送施設の使用停止(22日車) | 貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項 | 死亡事故があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和7年1月21日、監査を実施。7件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(3)業務記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(4)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(5)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(6)高齢運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(7)事業計画事前届出違反(貨物自動車運送事業法第9条第3項) | 3 | 3 |
| 20260114 | 株式会社 昌和運輸(法人番号4040002005725)代表者:緒方 慎司 | 千葉県千葉市美浜区新港222-12 | 本社 | 千葉県千葉市美浜区新港222-12 | 輸送施設の使用停止(30日車) | 貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項 | 死亡事故を引き起こしたことを端緒として、令和7年1月24日、監査を実施。4件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(3)高齢運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(4)高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項) | 3 | 3 |
| 20260114 | 高陽運輸 株式会社(法人番号6070001006876)代表者:岡村 桂伸 | 群馬県高崎市日高町163-1 | 本社 | 群馬県高崎市日高町163-1 | 輸送施設の使用停止(15日車) | 貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3 | 労働局からの通報を端緒として、令和6年10月4日、監査を実施。2件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(2)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第48条) | 2 | 2 |
| 20260114 | 株式会社 江田商事(法人番号3060001023116)代表者:江田 雄一 | 栃木県日光市板橋2702 | 本社 | 栃木県日光市板橋2702 | 輸送施設の使用停止(10日車) | 貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項 | 労働局からの通報を端緒として、令和6年12月3日、監査を実施。4件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(3)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(4)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第48条) | 1 | 1 |
| 20260114 | 株式会社 大山建材興業(法人番号6020001065068)代表者:大山 求 | 神奈川県川崎市麻生区下麻生3-12-5 | 本社 | 神奈川県横浜市瀬谷区北町20-13 | 文書警告 | 貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3 | 法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和7年12月10日、監査を実施。1件の違反が認められた。(1)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第48条) | 0 | 0 |

貨物自動車運送事業者行政処分等状況(令和8年1月分)

| 行政処分等の年月日 | 事業者の氏名又は名称 | 主たる事務所の所在地 | 営業所の名称 | 営業所の所在地 | 行政処分等の内容 | 主な違反の条項 | 違反行為の概要 | 事業者点数 | 左記の行政処分点数 |
|-----------|--|-------------------|--------|-----------------------|------------------------------------|-----------------------|--|-------|-----------|
| 20260115 | 株式会社 エー・ライン物流(法人番号9021001024077)代表者: 山田 卓司 | 神奈川県平塚市北金目3-23-19 | 本社 | 神奈川県平塚市北金目3-23-19 | 文書警告 | 貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条 | 法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和7年10月23日及び同年11月20日、監査を実施。5件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)業務記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(3)高齢運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(4)高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(5)報告義務違反(貨物自動車運送事業法第60条第1項) | 0 | 0 |
| 20260119 | 株式会社 カイト(法人番号8430001055703)代表者: 志知 孝保 | 千葉県浦安市富士見3-12-21 | 本社 | 千葉県袖ヶ浦市蔵波台7-1-12 D2号室 | 事業停止3日間、輸送施設の使用停止(305日車)、輸送の安全確保命令 | 貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3 | 法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和6年5月30日及び同年8月1日、監査を実施。12件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(3)業務記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(4)業務記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(5)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(6)運行記録計による記録の不実記録(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(7)運行指示書の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3)、(8)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(9)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第48条)、(10)整備管理者の研修受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の5)、(11)運行管理者の講習受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第23条第1項)、(12)事業計画事前届出違反(貨物自動車運送事業法第9条第3項) | 32 | 32 |
| 20260120 | 水上急行運輸倉庫 株式会社(法人番号1140001041292)代表者: 辻 幸弘 | 兵庫県丹波市水上町水上62 | 横浜 | 神奈川県高座郡寒川町一之宮5-4-30 | 輸送施設の使用停止(120日車) | 貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項 | 法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和6年10月3日及び同年11月1日、監査を実施。14件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)乗務時間等告示なお書きの遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(3)疾病のおそれのある業務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(4)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(5)業務記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(6)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(7)運行指示書の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3)、(8)運行指示書の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3)、(9)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(10)初任運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(11)運行管理者に対する指導及び監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第22条)、(12)運行管理者の講習受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第23条第1項)、(13)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項)、(14)事業計画事前届出違反(貨物自動車運送事業法第9条第3項) | 12 | 12 |
| 20260120 | 株式会社 関東柳川合同運送(法人番号8290001054868)代表者: 辻 登施大 | 埼玉県吉川市大字上内川903-1 | 湘南 | 神奈川県平塚市小鍋島267 | 輸送施設の使用停止(70日車) | 貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項 | 死亡事故を引き起こしたことを端緒として、令和6年9月13日及び同年10月4日、監査を実施。5件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(3)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(4)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第48条)、(5)点検整備記録簿の保存義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第49条) | 7 | 7 |

貨物自動車運送事業者行政処分等状況(令和8年1月分)

| 行政処分等の年月日 | 事業者の氏名又は名称 | 主たる事務所の所在地 | 営業所の名称 | 営業所の所在地 | 行政処分等の内容 | 主な違反の条項 | 違反行為の概要 | 事業者点数 | 左記の行政処分の点数 |
|-----------|--|---------------------------|--------|-------------------------------------|--|--------------------------------|--|-------|------------|
| 20260120 | 株式会社 キョウトプラス (法人番号 9130001046194)代表者: 土田 大輔 | 京都府八幡市上津屋 西久保120 | 横浜センター | 神奈川県横浜市瀬谷区 目黒町26-12 | 輸送施設の使用停止 (30日車) | 貨物自動車運送事業 輸送安全規則第23条 第1項 | 労働局からの通報を端緒として、令和6年7月30日、監査を実施。11件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)疾病のおそれのある業務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3)点呼記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(4)事故の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の2)、(5)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(6)初任運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(7)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第48条)、(8)運行管理者の講習受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第23条第1項)、(9)事故の未報告(貨物自動車運送事業法第24条)、(10)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項)、(11)事業計画事前届出違反(貨物自動車運送事業法第9条第3項) | 3 | 3 |
| 20260120 | 株式会社 小池組(法人番号 8020001009898)代表 者:小池 信二 | 神奈川県横浜市保土ヶ 谷区今井町1052-1 | 今井 | 神奈川県横浜市保土ヶ 谷区今井町1052-1 | 輸送施設の使用停止 (10日車) | 貨物自動車運送事業 法第15条第3項 | 過積載運転があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和7年7月24日、監査を実施。1件の違反が認められた。(1)過積載運送(貨物自動車運送事業法第15条第3項) | 1 | 1 |
| 20260123 | 株式会社 完山金属(法人 番号5010101007327)代表 者:完山 一範 | 東京都八王子市館町4 68-2 | 本社 | 東京都八王子市館町46 8-2 | 事業停止3日間、輸送 施設の使用停止(167 日車)、輸送の安全確 保命令 | 貨物自動車運送事業 輸送安全規則第3条の 3 | 法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和6年11月19日、同年12月19日及び令和7年2月12日、監査を実施。8件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)疾病のおそれのある業務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(4)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(5)初任運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(6)初任運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(7)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第48条)、(8)整備管理者の研修受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の5) | 28 | 28 |
| 20260127 | 株式会社 アベックス(法 人番号2010001109234)代 表者:青木 浩二 | 神奈川県横浜市西区 北幸2-5-17-401 | 埼玉 | 埼玉県所沢市緑町4-1 -22 | 輸送施設の使用停止 (177日車)、輸送の安 全確保命令 | 貨物自動車運送事業 輸送安全規則第7条 | 死亡事故を引き起こしたことを端緒として、令和6年12月12日及び令和7年1月10日、監査を実施。8件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)疾病のおそれのある業務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(4)運転者台帳の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(5)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(6)初任・高齢運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(7)初任運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(8)事業計画事前届出違反(貨物自動車運送事業法第9条第3項) | 18 | 18 |
| 20260127 | TGK物流 株式会社(法人 番号9040001085441)代表 者:柴田 純一郎 | 埼玉県所沢市城682 -1 | 我孫子 | 千葉県我孫子市天王台 6-17-28 M&C天 王台201 | 輸送施設の使用停止 (82日車) | 貨物自動車運送事業 輸送安全規則第3条第 4項 | 死亡事故があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和7年2月28日及び同年3月10日、監査を実施。6件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)疾病のおそれのある業務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3)点呼記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(4)業務記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(5)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(6)初任運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項) | 9 | 9 |

貨物自動車運送事業者行政処分等状況(令和8年1月分)

| 行政処分等の年月日 | 事業者の氏名又は名称 | 主たる事務所の所在地 | 営業所の名称 | 営業所の所在地 | 行政処分等の内容 | 主な違反の条項 | 違反行為の概要 | 事業者点数 | 左記の行政処分の点数 |
|-----------|---|----------------------|--------|----------------------|-----------------|-----------------------|--|-------|------------|
| 20260127 | 株式会社 丸一物流(法人番号8011401005918)代表者:杉田 恵理 | 東京都板橋区小茂根2-5-18 | 本社 | 東京都板橋区高島平6-1-1 | 輸送施設の使用停止(82日車) | 貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条 | 救護措置義務違反があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和7年1月30日、監査を実施。9件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(3)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(4)初任運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(5)初任運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(6)整備管理者の研修受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の5)、(7)運行管理者の講習受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第23条第1項)、(8)運行管理補助者の要件違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第18条第3項)、(9)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項) | 9 | 9 |
| 20260127 | 株式会社 飯田運送(法人番号6040001020500)代表者:飯田 健次郎 | 千葉県八千代市大和田新田655-10 | 本社 | 千葉県八千代市大和田新田655-10 | 輸送施設の使用停止(57日車) | 貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項 | 酒気帯び運転があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和7年2月25日及び同年4月8日、監査を実施。4件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(3)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(4)運行管理補助者の要件違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第18条第3項) | 6 | 6 |
| 20260127 | 有限会社 細野流通(法人番号2050002037455)代表者:色川 新一 | 茨城県取手市双葉2-19-10 | 本社 | 茨城県取手市双葉2-19-10 | 輸送施設の使用停止(40日車) | 貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項 | 死亡事故があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和7年2月18日及び同年3月6日、監査を実施。6件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)疾病のおそれのある業務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3)点呼記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(4)業務記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(5)運転者に対する指導監督記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(6)初任運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項) | 4 | 4 |
| 20260127 | 株式会社 金城商会(法人番号9070001012384)代表者:浜名 龍 | 群馬県高崎市吉井町石神222 | 吉井 | 群馬県高崎市吉井町石神222、221 | 輸送施設の使用停止(24日車) | 貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項 | 労働局からの通報を端緒として、令和6年11月27日、監査を実施。2件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)業務記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条) | 3 | 3 |
| 20260127 | 株式会社 ティー・エス(法人番号4030001060862)代表者:島根 茂生 ルイス | 埼玉県児玉郡上里町大字七本木2831-1 | 上里 | 埼玉県児玉郡上里町大字七本木2831-1 | 輸送施設の使用停止(30日車) | 貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条 | 法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和7年2月14日、監査を実施。3件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)業務記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(3)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条) | 3 | 3 |
| 20260107 | 日本郵便株式会社(法人番号1010001112577)代表者:小池信也 | 東京都千代田区大手町2-3-1 | 草加 | 埼玉県草加市栄町3-8-1 | 輸送施設の使用停止(60日車) | 貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条 | 日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年9月4日、監査を実施。次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項) | | |
| 20260107 | 日本郵便株式会社(法人番号1010001112577)代表者:小池信也 | 東京都千代田区大手町2-3-1 | 川場 | 群馬県利根郡川場村生品1123 | 輸送施設の使用停止(25日車) | 貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条 | 日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年10月3日、監査を実施。次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条) | | |

貨物自動車運送事業者行政処分等状況(令和8年1月分)

| 行政処分等の年月日 | 事業者の氏名又は名称 | 主たる事務所の所在地 | 営業所の名称 | 営業所の所在地 | 行政処分等の内容 | 主な違反の条項 | 違反行為の概要 | 事業者点数 | 左記の行政処分の点数 |
|-----------|-------------------------------------|-----------------|----------|--------------------|------------------|--------------------|---|-------|------------|
| 20260107 | 日本郵便株式会社(法人番号1010001112577)代表者:小池信也 | 東京都千代田区大手町2-3-1 | 千葉緑 | 千葉県千葉市緑区おゆみ野3-38-5 | 輸送施設の使用停止(60日車) | 貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条 | 日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年8月7日、監査を実施。次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項) | | |
| 20260107 | 日本郵便株式会社(法人番号1010001112577)代表者:小池信也 | 東京都千代田区大手町2-3-1 | 結城 | 茨城県結城市結城7195-2 | 輸送施設の使用停止(219日車) | 貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条 | 日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年10月9日、監査を実施。次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項) | | |
| 20260107 | 日本郵便株式会社(法人番号1010001112577)代表者:小池信也 | 東京都千代田区大手町2-3-1 | 吹上 | 栃木県栃木市吹上町769-3 | 輸送施設の使用停止(47日車) | 貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条 | 日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月23日、監査を実施。次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条) | | |
| 20260107 | 日本郵便株式会社(法人番号1010001112577)代表者:小池信也 | 東京都千代田区大手町2-3-1 | 鹿沼 | 栃木県鹿沼市久保町1692-2 | 輸送施設の使用停止(225日車) | 貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条 | 日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年8月27日、監査を実施。次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項) | | |
| 20260107 | 日本郵便株式会社(法人番号1010001112577)代表者:小池信也 | 東京都千代田区大手町2-3-1 | 本郷 | 東京都文京区本郷6-1-15 | 輸送施設の使用停止(60日車) | 貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条 | 日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年8月1日、監査を実施。次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項) | | |
| 20260107 | 日本郵便株式会社(法人番号1010001112577)代表者:小池信也 | 東京都千代田区大手町2-3-1 | 品川 | 東京都品川区東大井5-23-34 | 輸送施設の使用停止(60日車) | 貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条 | 日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年8月1日、監査を実施。次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項) | | |
| 20260107 | 日本郵便株式会社(法人番号1010001112577)代表者:小池信也 | 東京都千代田区大手町2-3-1 | にほんばし蔵前 | 東京都台東区蔵前1-3-16 | 輸送施設の使用停止(99日車) | 貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条 | 日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年8月1日、監査を実施。次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項) | | |
| 20260107 | 日本郵便株式会社(法人番号1010001112577)代表者:小池信也 | 東京都千代田区大手町2-3-1 | 大島集配センター | 東京都大島町元町4-1-6 | 輸送施設の使用停止(60日車) | 貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条 | 日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年8月1日、監査を実施。次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項) | | |
| 20260107 | 日本郵便株式会社(法人番号1010001112577)代表者:小池信也 | 東京都千代田区大手町2-3-1 | 南部 | 山梨県南巨摩郡南部町南部8323 | 輸送施設の使用停止(60日車) | 貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条 | 日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年8月22日、監査を実施。次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項) | | |
| 20260107 | 日本郵便株式会社(法人番号1010001112577)代表者:小池信也 | 東京都千代田区大手町2-3-1 | 五霞 | 茨城県猿島郡五霞町元栗橋965-1 | 文書警告 | 貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条 | 日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年10月23日、監査を実施。次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条) | | |
| 20260107 | 日本郵便株式会社(法人番号1010001112577)代表者:小池信也 | 東京都千代田区大手町2-3-1 | 長瀬 | 埼玉県秩父郡長瀬町本野上298-1 | 文書警告 | 貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条 | 日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年9月18日、監査を実施。次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条) | | |

貨物自動車運送事業者行政処分等状況(令和8年1月分)

| 行政処分等の年月日 | 事業者の氏名又は名称 | 主たる事務所の所在地 | 営業所の名称 | 営業所の所在地 | 行政処分等の内容 | 主な違反の条項 | 違反行為の概要 | 事業者点数 | 左記の行政処分の点数 |
|-----------|-------------------------------------|-----------------|-----------|-------------------|------------------|--------------------|--|-------|------------|
| 20260107 | 日本郵便株式会社(法人番号1010001112577)代表者:小池信也 | 東京都千代田区大手町2-3-1 | 小見川 | 千葉県香取市本郷11-2 | 文書警告 | 貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条 | 日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年8月21日、監査を実施。次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条) | | |
| 20260107 | 日本郵便株式会社(法人番号1010001112577)代表者:小池信也 | 東京都千代田区大手町2-3-1 | 久留里 | 千葉県君津市久留里市場113 | 文書警告 | 貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条 | 日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年8月28日、監査を実施。次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条) | | |
| 20260114 | 日本郵便株式会社(法人番号1010001112577)代表者:小池信也 | 東京都千代田区大手町2-3-1 | 庄和 | 埼玉県春日部市金崎851-1 | 輸送施設の使用停止(112日車) | 貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条 | 日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年9月18日、監査を実施。次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項) | | |
| 20260114 | 日本郵便株式会社(法人番号1010001112577)代表者:小池信也 | 東京都千代田区大手町2-3-1 | 大戸 | 群馬県吾妻郡東吾妻町大戸211-3 | 輸送施設の使用停止(50日車) | 貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条 | 日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年10月3日、監査を実施。次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条) | | |
| 20260114 | 日本郵便株式会社(法人番号1010001112577)代表者:小池信也 | 東京都千代田区大手町2-3-1 | 飯岡 | 千葉県旭市横根168 | 輸送施設の使用停止(39日車) | 貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条 | 日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年8月21日、監査を実施。次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条) | | |
| 20260114 | 日本郵便株式会社(法人番号1010001112577)代表者:小池信也 | 東京都千代田区大手町2-3-1 | 久賀 | 千葉県香取郡多古町次浦1528 | 輸送施設の使用停止(30日車) | 貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条 | 日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年8月20日、監査を実施。次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条) | | |
| 20260114 | 日本郵便株式会社(法人番号1010001112577)代表者:小池信也 | 東京都千代田区大手町2-3-1 | 土浦 | 茨城県土浦市城北町2-21 | 輸送施設の使用停止(173日車) | 貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条 | 日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年8月28日、監査を実施。次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項) | | |
| 20260114 | 日本郵便株式会社(法人番号1010001112577)代表者:小池信也 | 東京都千代田区大手町2-3-1 | 大宮 | 茨城県常陸大宮市東富町630 | 輸送施設の使用停止(60日車) | 貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条 | 日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年10月16日、監査を実施。次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項) | | |
| 20260114 | 日本郵便株式会社(法人番号1010001112577)代表者:小池信也 | 東京都千代田区大手町2-3-1 | 関谷 | 栃木県那須塩原市関谷1208-13 | 輸送施設の使用停止(81日車) | 貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条 | 日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年8月21日、監査を実施。次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項) | | |
| 20260114 | 日本郵便株式会社(法人番号1010001112577)代表者:小池信也 | 東京都千代田区大手町2-3-1 | 中禅寺 | 栃木県日光市中宮祠2478-71 | 輸送施設の使用停止(52日車) | 貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条 | 日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年8月21日、監査を実施。次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条) | | |
| 20260114 | 日本郵便株式会社(法人番号1010001112577)代表者:小池信也 | 東京都千代田区大手町2-3-1 | 晴海郵便局京橋分室 | 東京都中央区築地4-2-2 | 輸送施設の使用停止(60日車) | 貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条 | 日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年8月1日、監査を実施。次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項) | | |

貨物自動車運送事業者行政処分等状況(令和8年1月分)

| 行政処分等の年月日 | 事業者の氏名又は名称 | 主たる事務所の所在地 | 営業所の名称 | 営業所の所在地 | 行政処分等の内容 | 主な違反の条項 | 違反行為の概要 | 事業者点数 | 左記の行政処分の点数 |
|-----------|-------------------------------------|-----------------|-----------|--------------------|------------------|--------------------|---|-------|------------|
| 20260114 | 日本郵便株式会社(法人番号1010001112577)代表者:小池信也 | 東京都千代田区大手町2-3-1 | 中ノ郷集配センター | 東京都八丈町中之郷2571-2 | 輸送施設の使用停止(111日車) | 貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条 | 日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月24日、監査を実施。次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項) | | |
| 20260114 | 日本郵便株式会社(法人番号1010001112577)代表者:小池信也 | 東京都千代田区大手町2-3-1 | 神津島集配センター | 東京都神津島村1114 | 輸送施設の使用停止(81日車) | 貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条 | 日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年8月7日、監査を実施。次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項) | | |
| 20260114 | 日本郵便株式会社(法人番号1010001112577)代表者:小池信也 | 東京都千代田区大手町2-3-1 | 横須賀 | 神奈川県横須賀市小川町8 | 輸送施設の使用停止(60日車) | 貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条 | 日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月24日、監査を実施。次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項) | | |
| 20260114 | 日本郵便株式会社(法人番号1010001112577)代表者:小池信也 | 東京都千代田区大手町2-3-1 | 水戸中央 | 茨城県水戸市三の丸1-4-29 | 文書警告 | 貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条 | 日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年9月26日、監査を実施。次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条) | | |
| 20260114 | 日本郵便株式会社(法人番号1010001112577)代表者:小池信也 | 東京都千代田区大手町2-3-1 | 赤城 | 群馬県渋川市赤城町敷島608-1 | 文書警告 | 貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条 | 日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年9月19日、監査を実施。次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条) | | |
| 20260114 | 日本郵便株式会社(法人番号1010001112577)代表者:小池信也 | 東京都千代田区大手町2-3-1 | 中里 | 群馬県多野郡神流町平原328-1 | 文書警告 | 貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条 | 日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年8月13日、監査を実施。次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条) | | |
| 20260114 | 日本郵便株式会社(法人番号1010001112577)代表者:小池信也 | 東京都千代田区大手町2-3-1 | 松丘 | 千葉県君津市広岡1150-4 | 文書警告 | 貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条 | 日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年8月28日、監査を実施。次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条) | | |
| 20260114 | 日本郵便株式会社(法人番号1010001112577)代表者:小池信也 | 東京都千代田区大手町2-3-1 | 安房勝山駅 | 千葉県安房郡鋸南町竜島835-3 | 文書警告 | 貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条 | 日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年8月28日、監査を実施。次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条) | | |
| 20260121 | 日本郵便株式会社(法人番号1010001112577)代表者:小池信也 | 東京都千代田区大手町2-3-1 | 布施 | 群馬県利根郡みなかみ町布施109-1 | 輸送施設の使用停止(50日車) | 貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条 | 日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年10月17日、監査を実施。次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条) | | |
| 20260121 | 日本郵便株式会社(法人番号1010001112577)代表者:小池信也 | 東京都千代田区大手町2-3-1 | 応桑 | 群馬県吾妻郡長野原町応桑8 | 輸送施設の使用停止(115日車) | 貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条 | 日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年10月3日、監査を実施。次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項) | | |
| 20260121 | 日本郵便株式会社(法人番号1010001112577)代表者:小池信也 | 東京都千代田区大手町2-3-1 | 干潟 | 千葉県旭市清和甲194-8 | 輸送施設の使用停止(40日車) | 貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条 | 日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年8月21日、監査を実施。次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条) | | |

貨物自動車運送事業者行政処分等状況(令和8年1月分)

| 行政処分等の年月日 | 事業者の氏名又は名称 | 主たる事務所の所在地 | 営業所の名称 | 営業所の所在地 | 行政処分等の内容 | 主な違反の条項 | 違反行為の概要 | 事業者点数 | 左記の行政処分点数 |
|-----------|-------------------------------------|-----------------|--------|---------------------|------------------|--------------------|--|-------|-----------|
| 20260121 | 日本郵便株式会社(法人番号1010001112577)代表者:小池信也 | 東京都千代田区大手町2-3-1 | 一宮 | 千葉県長生郡一宮町一宮2947 | 輸送施設の使用停止(60日車) | 貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条 | 日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年8月7日、監査を実施。次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項) | | |
| 20260121 | 日本郵便株式会社(法人番号1010001112577)代表者:小池信也 | 東京都千代田区大手町2-3-1 | 真壁 | 茨城県桜川市真壁町飯塚1001-2 | 輸送施設の使用停止(160日車) | 貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条 | 日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年10月16日、監査を実施。次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項) | | |
| 20260121 | 日本郵便株式会社(法人番号1010001112577)代表者:小池信也 | 東京都千代田区大手町2-3-1 | 東海 | 茨城県那珂郡東海村東海3-1-27 | 輸送施設の使用停止(60日車) | 貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条 | 日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年10月16日、監査を実施。次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項) | | |
| 20260121 | 日本郵便株式会社(法人番号1010001112577)代表者:小池信也 | 東京都千代田区大手町2-3-1 | 久下田 | 栃木県真岡市久下田西4-156 | 輸送施設の使用停止(82日車) | 貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条 | 日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年8月21日、監査を実施。次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項) | | |
| 20260121 | 日本郵便株式会社(法人番号1010001112577)代表者:小池信也 | 東京都千代田区大手町2-3-1 | 高根沢 | 栃木県塩谷郡高根沢町宝積寺2324-6 | 輸送施設の使用停止(60日車) | 貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条 | 日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年8月21日、監査を実施。次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項) | | |
| 20260121 | 日本郵便株式会社(法人番号1010001112577)代表者:小池信也 | 東京都千代田区大手町2-3-1 | 町田西 | 東京都町田市小山町4275-2 | 輸送施設の使用停止(110日車) | 貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条 | 日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年8月1日、監査を実施。次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項) | | |
| 20260121 | 日本郵便株式会社(法人番号1010001112577)代表者:小池信也 | 東京都千代田区大手町2-3-1 | 王子 | 東京都北区王子6-2-28 | 輸送施設の使用停止(111日車) | 貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条 | 日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年8月1日、監査を実施。次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項) | | |
| 20260121 | 日本郵便株式会社(法人番号1010001112577)代表者:小池信也 | 東京都千代田区大手町2-3-1 | 日野 | 東京都日野市宮345 | 輸送施設の使用停止(110日車) | 貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条 | 日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年8月1日、監査を実施。次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項) | | |
| 20260121 | 日本郵便株式会社(法人番号1010001112577)代表者:小池信也 | 東京都千代田区大手町2-3-1 | 港北 | 神奈川県横浜市港北区菊名6-20-18 | 輸送施設の使用停止(60日車) | 貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条 | 日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月30日、監査を実施。次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項) | | |
| 20260121 | 日本郵便株式会社(法人番号1010001112577)代表者:小池信也 | 東京都千代田区大手町2-3-1 | 田富 | 山梨県中央市臼井原270-1 | 輸送施設の使用停止(60日車) | 貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条 | 日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年8月21日、監査を実施。次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項) | | |
| 20260121 | 日本郵便株式会社(法人番号1010001112577)代表者:小池信也 | 東京都千代田区大手町2-3-1 | 前橋中央 | 群馬県前橋市城東町1-6-5 | 文書警告 | 貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条 | 日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年10月17日、監査を実施。次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条) | | |

貨物自動車運送事業者行政処分等状況(令和8年1月分)

| 行政処分等の年月日 | 事業者の氏名又は名称 | 主たる事務所の所在地 | 営業所の名称 | 営業所の所在地 | 行政処分等の内容 | 主な違反の条項 | 違反行為の概要 | 事業者点数 | 左記の行政処分の点数 |
|-----------|-------------------------------------|-----------------|--------|-------------------|------------------|--------------------|--|-------|------------|
| 20260121 | 日本郵便株式会社(法人番号1010001112577)代表者:小池信也 | 東京都千代田区大手町2-3-1 | 三原 | 群馬県吾妻郡嬭恋村三原401 | 文書警告 | 貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条 | 日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年10月17日、監査を実施。次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条) | | |
| 20260121 | 日本郵便株式会社(法人番号1010001112577)代表者:小池信也 | 東京都千代田区大手町2-3-1 | 湊 | 千葉県富津市湊1130-2 | 文書警告 | 貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条 | 日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年8月28日、監査を実施。次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条) | | |
| 20260121 | 日本郵便株式会社(法人番号1010001112577)代表者:小池信也 | 東京都千代田区大手町2-3-1 | 小川 | 栃木県那珂郡那珂川町小川2511 | 文書警告 | 貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条 | 日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月15日、監査を実施。次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条) | | |
| 20260128 | 日本郵便株式会社(法人番号1010001112577)代表者:小池信也 | 東京都千代田区大手町2-3-1 | 鴻巣 | 埼玉県鴻巣市東4-1-5 | 輸送施設の使用停止(97日車) | 貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条 | 日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年9月18日、監査を実施。次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項) | | |
| 20260128 | 日本郵便株式会社(法人番号1010001112577)代表者:小池信也 | 東京都千代田区大手町2-3-1 | 草津 | 群馬県吾妻郡草津町草津21-2 | 輸送施設の使用停止(110日車) | 貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条 | 日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年9月19日、監査を実施。次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項) | | |
| 20260128 | 日本郵便株式会社(法人番号1010001112577)代表者:小池信也 | 東京都千代田区大手町2-3-1 | 富浦 | 千葉県南房総市富浦町原岡218-1 | 輸送施設の使用停止(23日車) | 貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条 | 日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年8月28日、監査を実施。次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条) | | |
| 20260128 | 日本郵便株式会社(法人番号1010001112577)代表者:小池信也 | 東京都千代田区大手町2-3-1 | 茂原 | 千葉県茂原市茂原248 | 輸送施設の使用停止(60日車) | 貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条 | 日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年8月6日、監査を実施。次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項) | | |
| 20260128 | 日本郵便株式会社(法人番号1010001112577)代表者:小池信也 | 東京都千代田区大手町2-3-1 | 下館 | 茨城県筑西市乙1008 | 輸送施設の使用停止(220日車) | 貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条 | 日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年10月9日、監査を実施。次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項) | | |
| 20260128 | 日本郵便株式会社(法人番号1010001112577)代表者:小池信也 | 東京都千代田区大手町2-3-1 | ひたちなか | 茨城県ひたちなか市石川町28-1 | 輸送施設の使用停止(60日車) | 貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条 | 日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年10月16日、監査を実施。次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項) | | |
| 20260128 | 日本郵便株式会社(法人番号1010001112577)代表者:小池信也 | 東京都千代田区大手町2-3-1 | 足利 | 栃木県足利市元学町822-1 | 輸送施設の使用停止(98日車) | 貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条 | 日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年8月27日、監査を実施。次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項) | | |
| 20260128 | 日本郵便株式会社(法人番号1010001112577)代表者:小池信也 | 東京都千代田区大手町2-3-1 | 日光東 | 栃木県日光市轟1195-4 | 輸送施設の使用停止(60日車) | 貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条 | 日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年8月27日、監査を実施。次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項) | | |

貨物自動車運送事業者行政処分等状況(令和8年1月分)

| 行政処分等の年月日 | 事業者の氏名又は名称 | 主たる事務所の所在地 | 営業所の名称 | 営業所の所在地 | 行政処分等の内容 | 主な違反の条項 | 違反行為の概要 | 事業者点数 | 左記の行政処分の点数 |
|-----------|-------------------------------------|-----------------|--------|------------------|------------------|--------------------|---|-------|------------|
| 20260128 | 日本郵便株式会社(法人番号1010001112577)代表者:小池信也 | 東京都千代田区大手町2-3-1 | 新宿 | 東京都新宿区西新宿1-8-8 | 輸送施設の使用停止(60日車) | 貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条 | 日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年8月7日、監査を実施。次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項) | | |
| 20260128 | 日本郵便株式会社(法人番号1010001112577)代表者:小池信也 | 東京都千代田区大手町2-3-1 | 高輪 | 東京都港区三田3-8-6 | 輸送施設の使用停止(116日車) | 貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条 | 日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年8月7日、監査を実施。次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項) | | |
| 20260128 | 日本郵便株式会社(法人番号1010001112577)代表者:小池信也 | 東京都千代田区大手町2-3-1 | 小岩 | 東京都江戸川区南小岩8-1-10 | 輸送施設の使用停止(111日車) | 貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条 | 日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年8月7日、監査を実施。次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項) | | |
| 20260128 | 日本郵便株式会社(法人番号1010001112577)代表者:小池信也 | 東京都千代田区大手町2-3-1 | 山北 | 神奈川県足柄上郡山北町山北191 | 輸送施設の使用停止(60日車) | 貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条 | 日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月28日、監査を実施。次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項) | | |
| 20260128 | 日本郵便株式会社(法人番号1010001112577)代表者:小池信也 | 東京都千代田区大手町2-3-1 | 葛生 | 栃木県佐野市葛生東1-7-4 | 文書警告 | 貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条 | 日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年8月6日、監査を実施。次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条) | | |

注1 事業者点数は、関東運輸局の管轄区域での累計です。

注2 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について3.(4)但し書き参照)